佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事

図 面 リ ス ト					
A-01	表 紙・図 面 リ ス ト	A-16	御小書院 － 立面図・断面図		
A-02	現 場 説 明 書（建築・設備工事編）	A-17	御小書院 － 断 面 詳 細 図 ①		
A-03	改 修 特 記 仕 様 書（建築） その1	A-18	御小書院 － 断 面 詳 細 図 ②		
A-04	建築概要・付近見取図・改修工事仕様書	A-19	渡り廊下 － 平面図・立面図・断面図		
A-05	配 置 図				
A-06	全 体 平 面 図				
A-07	全 体 立 面 図（御小書院、御座間を除く）				
A-08	全 体 天 井 伏 図				
A-09	天井伏図① － 【御玄関・御式台・外御書院】				
A-10	天井伏図② － 【御仕組所・屯之間・御小書院・渡り廊下】				
A-11	外御書院 － 平 面 図				
A-12	外御書院 － 立 面 図				
A-13	外御書院 － 矩計図・詳細図				
A-14	御仕組所・屯之間 － 立面図・断面図				
A-15	御仕組所・屯之間 － 矩計図・詳細図				

工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺	室長	副室長	係長	係員	担当	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図番号 A/01
図面名	表 紙・図 面 リ ス ト	設計 R7年 9月 日						一級建築士登録 第	

現　場　説　明　書　（建築・設備工事編）

（Ａ）工事概要及び一般事項

1. 工事概要
　①工事名称　佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修　　工事
　②施工場所　佐賀市
　③工　　期　　契　約　日　か　ら　令和　　年　　月　　日まで
　④工事内容　　（別添　特記仕様書及び設計図面による）
　⑤別途予定の関連工事
　⑥質疑 等の提出方法及び回答期日等　　（公告文等で指示）
2. 設計図書の優先順位
　設計図書は相互に補完するものとし、相互に相違がある場合の優先順位は次のとおりとする。
　　①質疑回答書　　②現場説明書　　③特記仕様
　　④設計図面　　⑤標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
3. 工事着手前・完成時の提出図書
　①工事請負契約後、設計図書の縮小版（Ａ2版又はＡ3版）青焼き製本を2部提出すること。又は監督員の指示による。
　②その他、建築住宅課完成図書作成・提出要領（平成17年7月適用）により監督員の指示に従って建築住宅課へ提出すること。
4. 契約事務上の注意事項
　①工事請負契約書は佐賀県建設工事請負契約約款を使用することとし、その他の契約事務については佐賀県財務規則による。
　②工事が複数年度に亘る場合は、各年度の請負代金の支払い限度額及び施工責任額は、契約書作成の日までに通知する。
　③不慮の事故に備えて火災保険等に加入すること。なお、契約額は工事規模・請負契約額に相応する内容とし、原則として工事完成期日後14日間の予備期間を設けること。

（Ｂ）　現場及び技術に関する説明事項

1. 監督員事務所
　監督員事務所を設ける場合は、事務所に机・椅子・保安用具等を必要に応じて備えること。
2. 指定仮設
　設計図面に明記された仮設については、指定仮設として実施すること。なお、現場状況及び施工方法により変更が必要な場合は監督員との協議により実施すること。
3. 工事着工前の確認
　建物の配置については設計図書に基づいて縄張りを行い、監督員と最終確認を行うこと。
　既存施設内で増築・改修工事をする場合は、仮設計画書及び施工計画書等を作成し施工上必要な「工事用地等」について施設管理者と協議すること。また、既存の設備、地下埋設物については充分な予備調査を行って施工すること。
4. 工程管理
　工事の着手に当たっては、他の関連工事業者と調整の上、受電時期や試運 転調整期間等を見込んだ実施工程表を作成し監督員に提出すること。また、工事期間中はこの工程表に従い工事の円滑な進捗に努めること。
5. 施工体制台帳
　請負者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金総額）が3,000万円以上（建築一式工事4,500万円以上）になるときは、別に定める国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式（建築工事監理指針等を参照）により監督員に提出しなければならない。
　請負者は、下請契約の請負代金額にかかわらず、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。また、請負者は施工体系図を所定の様式（建築工事監理指針等を参照）により監督員に提出しなければならない。施工体制台帳及び施工体系図等の詳細は、土木工事施工管理の手引き(佐賀県）を参照すること。
　なお、1次下請負契約の請負代金の合計額が1,000万円以上の場合は、下請負契約書の写し（1次、2次下請負以降もすべて）を添付しなければならない。
6. 施工中の安全確保及び環境保全等
　施工中の安全確保及び環境保全並びに災害・公害の防止については「建築・電気・機械各標準仕様書」によるほか、次の指針・要綱によること。
　　・建築工事安全施工技術指針（平成22年5月31日改正、国営整第48号）
　　・建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日、建設省経建発第1号）
　　・建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正、国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号）
　事件・事故発生時には直ちに監督員に連絡すること。
7. 使用人等の管理
　請負者は、使用人等（下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む）の適正な労働条件を確保し、適時、使用人等への指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督すること。また、使用人等の管理に当たっては、作業員名簿を作成・保管することとし、監督員の請求があった場合は、提示すること。
8. 工事監理者
　この工事については、監督員業務の一部を第三者（設計者等）に委託する場合がある。
9. 特定元方事業者
　労働安全衛生法第30条第2項に基づく特定元方事業者として、この敷地内の建設工事等における契約額が最大の建築工事の請負業者を指定する。
10. 工期変更等の場合の前金保証会社への通知
　前払金保証約款第7条の2「工期を変更する場合等における措置」の保証会社への通知は、請負者で行うこと。

（Ｃ）指導事項

1. 建設工事の適正な施工の確保について
　本工事の施工に当たっては、適正かつ円滑な施工を確保するために「建設業法」や「建設産業における生産システム合理化指針」等に基づく建設関連指導事項を遵守し、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善に努め、建設関連法等に抵触する行為は行わないこと。
2. 労働福祉の改善等について
　建設労働者の福祉の向上を図り、建設需要に対する労働者を確保し建設業の健全な発展を図るため、労働者災害補償保険制度、建設業退職金共済制度及び労働災害補償共済制度等に関して、土木工事等共通仕様書（佐賀県）第1章第48節の規定を遵守すること。
　また、建設業退職金共済制度に係る共済証紙の購入については、共済制度の対象となる労働者（対象工事の請負業者の下請業者が当該労働者を使用する場合を含む）の当該工事に係る就労予定日数を把握し、必要枚数を購入後、「発注者用掛金収納書」を発注者へ提出すること。
3. 各種調査への協力依頼
　公共事業労務費調査、共通仮設費の実績調査等の対象工事となった場合は、必要な協力を行うこと。
4. 下請負人等の選定
　下請業者、資材調達及び工事に係る技術者等の選定については、「佐賀県建設工事請負契約約款第7条の2」によること。
　また、工事に使用する資材については、地場産業の活性化を図るため県内で産出、生産又は製造されたものを積極的に使用するよう努めること。
5. 下請負人、資材調達先及び技術者の申請等
　請負者は、佐賀県建設工事請負契約約款第7条の2第11項に規定する下請契約を締結しようとした場合は、一部下請負申請書を監督員に提出し、その承諾を得ること。なお、下請業者が県外業者となる場合は「県内優先不実施の理由書」「下請負辞退書」等を同時に提出すること。
　請負者は、佐賀県建設工事請負契約約款第7条の2第2項に規定する工事材料に係る納入業者を選定した場合は、工事資材使用届出書を監督員に提出すること。なお、納入業者が県外業者となる場合は、理由書を監督員に提出すること。
　請負者は、佐賀県建設工事請負契約約款第7条の2第3項に規定する工事に係る技術者等の配置を決定した場合は、技術者等名簿届出書を監督員に提出すること。なお、配置する技術者等が県外居住者となる場合は、理由書を監督員に提出すること。
6. 工事用資機材等の搬送に関する関連法の遵守等
　道路交通法及び関係法令に抵触する搬送車両並びに交通安全の配慮に欠ける業者は排除すること。
　また、「電波法　昭和25年　法律第131号」により、不法無線局を設置した車両を工事現場に出入りさせないこと。
7. 工事実績情報の登録
　請負金額が500万円以上の工事については、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報（CORINS）の登録をすること
　（ただし、請負金額が2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）
8. 産業廃棄物税の取扱いについて
　本工事により発生する建設廃棄物のうち、九州各県の焼却施設及び最終処分場へ搬入するものについては、産業廃棄物税が課税されるため、適正に事務処理を行うこと。なお、熊本県及び北九州市へ搬入するものについては、課税対象施設が異なるため、監督員と協議すること。
9. 建築物の解体等の作業における石綿対策について
　・石綿含有建材等を使用した建築物、工作物などの解体等の作業については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号、以下「石綿則」という。）に従い、適正に行うこと。
　・建築物等の解体等の作業を行うに当たっては石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示を行うこと。
　なお、掲示方法については、監督員と協議すること。
　・その他関係法令について
　廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法
10. 環境への負荷の少ない物品等の使用について
　「佐賀県環境物品等の調達の推進に関する基本方針」による特定調達物品等を使用する場合は、その方針における当該物品に係る「判断の基準」を満たすものを使用すること。なお、その「判断の基準」に対応することができない場合は、監督員と協議すること。
11. 木質系材料に係る合法性及び持続可能性の証明
　木質系材料を使用する場合は、その原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行うこと。なお、その確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うこと。
12. 建設副産物の取扱い
　建設副産物の取扱いについては、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省平成14年5月30日改正）によることを原則とするほか、建設副産物の取扱い方針（佐賀県）に従い、適切に処理すること。

（Ｄ）その他特記事項

・本工事は、建築・設備工事検査取扱い要領（佐賀県）に定める中間検査の工程に達した時、適宜中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。
・本工事は、完成施設事後調査実施要領に基づき、各施設管理者及び設計（監理）委託業者の立会いのうえで完成施設事後調査を実施すること。
　第一次調査：工事が完成し、施設管理者に引き渡した後、概ね6ヶ月の時期
　第二次調査：かし担保期間（木造建築又は設備工事は1年、ＲＣ造等の建築物等又は土木工作物等は2年、構造等にかかわらず改修工事の場合は1年）が終了する前、概ね1ヶ月の時期
・敷地内外における工事用及び作業員の車輌の通行については、交通安全に十分配慮し、必要に応じて交通整理員を配置すること。
・騒音や粉塵等が発生する工事については、事前に施設管理者と十分協議すること。
・解体・撤去時の委生に十分注意すること。また、構築物や通路（道路）等を損傷・汚染させた場合は、施工者の責任において速やかに原形に復すること。
・休日作業を行う場合は、事前に施設管理者と協議を行い、戸締まりや火気の始末等に十分注意すること。
・現場溶接時の火災防止、鉄骨等運搬・組立時の事故防止に努めること
・既存部分の補修（改修）に当たっては、段差やはく離等が発生しないように十分に注意して施工すること。
・足場や仮囲い等の仮設については、随時点検するなど適正な維持管理を行うこと。
・施設敷地内では禁煙となっていることを作業員等に周知すること。
・本工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
　「ワンデーレスポンス」とは現場での問題発生に対する迅速な対応の実施をいい、請負者からの工事打合簿による質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
　1. 請負者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。
　2. 請負者は監督員に対し、漠然と相談や質問をするのではなく、必要最小限の「判断材料」及び「理由」を揃えること。後に、追加資料を求める場合がある。
　3. 請負者は工事施工中において問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに書面にて監督員へ報告すること。
　4. 効果・課題等を把握するためのアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

共通事項			工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺	－	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図書番号 A/02
			図面名	現場説明書（建築・設備工事編）	設計	R7年 9月 日	一級建築士登録　第	

佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	改修特記仕様書

仕様書

I 工事概要

1 工事場所　佐賀県佐賀市

2 敷地面積　30,710.01 ㎡

3 工事種目　外装木部塗装改修工事

建設概要

建物名称	構造	階数	延べ面積(㎡)	建築面積(㎡)	建築基準法別表第1の区分	備考
本丸歴史館	木造	1 階	2,466.38	2,514.06		

4 工事内容　外装材となっている木部の腐食・黒ずみの進行抑制、木材保護

5 工事範囲

※「3 工事種目」全てを工事範囲とする。

・「3 工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。ただし、他の工事種目は、全て今回工事範囲とする。

工事項目 ＼ 工事種目				
2 仮設工事	○			
3 防水改修工事				
4 外壁改修工事 コンクリート打ち放し仕上げ外壁				
外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外				
外壁改修工事 タイル張り仕上げ外				
外壁改修工事 塗り仕上げ外壁				
5 建具改修工事				
6 内装改修工事				
7 外装木部 雨戸・板戸 塗装改修工事	○			
8 耐震改修範囲以外の躯体改修工事				
耐震改修工事				
9 環境配慮改修工事				

II 建築改修工事仕様

1 共通仕様

(1)図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成22年版)」(以下、「改修標仕」という。)による。また、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成22年版)」(以下、「標仕」という。)による。

2 特記仕様

(1)項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2)特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
　⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　⊙印と㊟印の付いた場合は、共に適用する。

(3)特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該表又は当該図を示す。

(4)特記事項に記載の( )内表示番号は、標仕の当該項目、当該表又は当該図を示す。

(5)☑印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(以下、「グリーン購入法」という。)の特定調達品目示す。

(6)製造所名は五十音順とし、「株式会社」等の記載は省略する。また、( )内は製品名を表す。

章	項目	特記事項
①一般共通事項	1 適用基準等	・建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修 平成22年版) ・工事写真 の撮り方(改訂第二版)建築編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・施設におけるわかりやすいユニバーサルデザインのサイン (佐賀県県土づくり本部建築住宅課発行)
	②工事実績情報の登録	※適用する　[1.1.4]
	3 設計条件等	・建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事 ※風速(Vo= 34) ※地表面粗度区分(･Ⅰ ･Ⅱ ･Ⅲ ･Ⅳ) ・積雪区分 H12建告示第1455号 別表( ) ・
	4 電気保安技術者	・要 ・不要　[1.3.3] 工事現場に置く電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。
	⑤施工条件	施工順序その他の施工条件は下記による。　[1.3.5] ⊙現場説明書による ⊙佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事仕様書(A04)
	6 発生材の処理等	・引渡しを要するもの ( )　[1.3.8] ・特別管理産業廃棄物 ( ) 処理方法: ・再利用を図るもの ( ) ・再資源化を図るもの (※ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 ※ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 ※建設発生木材) ※金属類
	⑦建築材料等	本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)～(6)の項目を満たすものとする。 (1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3)安定的な供給が可能であること (4)法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6)販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関((社)公共建築協会 他)が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受けること。
	8 木材の品質	※標仕 12.2.1による。 ・市販品　(12.2.1) ・保存処理木材を適用する箇所( ) ・乗座木材 ※使用する ・使用しない 使用する箇所(※120角以下の杉材) ・さがの木 ※使用する ・使用しない 使用する箇所( ) ・JAS認定品又はJAS規格・基準等の規格証明書が添付された材料 ※使用する ・使用しない 使用する箇所( ) ・地域材 ※使用する ・使用しない 使用する箇所( )
	⑨環境への配慮	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から6)を満たすものとする。 1)小径丸太、製材、集成材、合板、単板積層材、フローリング、パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであることとする。 2)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 3)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 4)接着剤はフタ酸ジ-n-ブチル及びフタ酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しい揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 5)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 6)2)、4)及び5)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの発散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 (1)JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 (2)建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 (3)下記表示のあるJAS規格品 a.非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b.接着剤等不使用 c.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない材料使用 d.ホルムアルデヒドを発散しない塗料等使用 e.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない塗料使用 f.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない塗料等使用 第三種 (1)JIS及びJASのF☆☆☆規格品 (2)建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 (3)旧JISのEo規格品 (4)旧JASのFco規格品 各項目に特記がない限り使用する材料のホルムアルデヒドの発散量は規制対象外とする。
	10 特別な材料の工法	改修標仕及び標仕に記載されていない特別な材料の工法については、当該材料製造所の指定する工法とする。
	⑪ 調査のための破壊部分の補修	※原形に復する　[1.5.3] ・
	⑫ 技能士	[1.6.2] ・鉄筋施工 ・左官 ・建築大工 ⊙塗装 ・造園 ・型 枠施工 ・とび ・防水施工 ・建築板金 ・ガラス施 ・表装(表具) ・表装(壁装) ・内装仕上げ施工 ・畳製作 ・建具製作 ・建築配管
	⑬ 施工の検査等	見本施工 ※行わない ⊙行う(適用箇所は監督職員との協議による)　[1.6.5]
	14 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、 [1.6.9] スチレンの濃度を測定し、報告すること。 測定はパッシブ型 採取機器により行う ・着工前の測定 ・行う ・測定対象室 ・図示 ・ ・測定箇所数 ・図示 ・ 報告書の様式等については、監督職員の指示による。
	15 技術検査	中間技術検査 ・行う(実施回数及び実施段階は監督職員の指示による。)　[1.7.2]
	⑯ 完成図等	※以下の完成図書を提出すること。 完成図(A3版白焼き図面及び電子媒体(CD-R))　[1.8.1～3][表1.8.1] ※作成する 提出部数 ※各3部 ・部 種類及び記入内容 ※改修標仕 表1.8.1による。ただし、種類は当該工事で該当する図面、表及び計画書とする。 ・監督員の指示による ・既存図面修正 ・保全に関する資料 提出部数 ※1部 ・部 施工計画書　提出部数 ※1部 ・部 施工図　提出部数 ※2部 ・部 ⊙「完成図書作成・提出要領(建築住宅課H17年7月適用)」による。
	17 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
	18 設計GL	※図示 ・設計GL=現状GL
	⑲ 工事写真	・監督職員の指示による。
	20 建設機械	本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型 建設機械を用するものとする。 なお、排出ガス対策型 建設機械に代えて、国交省で認定された排出ガス浄化装置を着した建設機械についても、排出ガス対策型 と同等とみなすものとする 注)排出ガス対策型 建設機械とは、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国交通省で指定された排出ガス対策型 建設機械をいう ・バックホウ ・トラクタ ショベル(車輪式 ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット類 ・以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの ・油圧ハンマ ・バイブロハンマ ・油圧式鋼管圧入引抜機 ・アースオーガ ・オールケーシング掘削機 ・リバースサーキュレーションドリル ・アースドリス ・地下連続壁施工機 ・全回転型 オールケーシング掘削 ・ローラ類 (・ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ ・ホイールクレーン 建設機械を使用しないときは、エンジンを停止するなど建設機械の稼働時間の抑制に努めること。 ・低騒音型 建設機械の適 建設機械名・杭打ち機 ・トラクタ ーショベル ・ ・バックホウ ・ブルドーザ ・
	21 監督職員事務所	・既存建物内の一部を使用する ・構内に設置する ⊙設けない　[2.4.1] ・監督職員事務所に設ける備品等は監督職員の指示による。 ⊙現場事務所内に監督職員閲覧スペースを設け、施工計画書等を備える。
	22 工事用水	構内既存の施設 ※利用できない ⊙利用できる(※有償 ・無償) ※有償の場合は、以下による。 1.水道使用料については、原則個別メーター を設置し、水道使用量に基づき使用金を支払うこと 2.下水道料金については、公共下水道接続施設は水道使用量に基づき、下水道料金を支払うこと 3.その他(農業集落排水等)については、その地区の算定基準に基づき使用料金を支払うこと
	23 工事用電力	構内既存の施設 ※利用できない ⊙利用できる(※有償 ・無償)
②仮設工事	①足場その他	内部足場 種別 ※きゃたつ、足場板等 ・　[2.2.1] 外部足場 種別 ※A種 ・B種 ・C種 ・D種　[2.2.1][表2.2.1] 防護シートによる養生 ※行う ・行わない 材料、搬出材等の運 搬方　[2.2.1][表2.2.2] 種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 ※枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成15年4月策定)」により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等の基準」による働きやすい安心感のある足場とし、改善措置機材による場合は手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする ※労働安全衛生規則(H21.6.1施行)を適用する。
	②養生	既存部分の養生 ※ビニルシート等 ・　[2.3.1] 既存家具等の養生 ※ビニルシート等 ・ 固定家具等の移動 ※行わない ・行う(図示)
	3 仮設開仕切	仮設開仕切り等の種別　[2.3.2][表2.3.1] 種別 / 下地 / 仕上材(厚さ mm) / 充てん材 / 塗装 ・A種 / ※軽量鉄骨 / ・合板(※9.0 ・) / ／ / ※無し ・B種 / ・木下地 / ※せっこうボード(※9.5 ・) / 厚さ mm / ・片面 ※C種 / 単管下地 / 防炎シート / ／ / ／ 仮設扉 / ※木製扉 ・鋼製扉 / ※合板張り程度 ・ ※片面フラッシュ程度 ・ / ／ / ※無し ・有り
	④仮囲い等	波型 亜鉛鉄板 ※適用する ・適用しない　⊙プラスチックフェンス 工事用ゲート ※適用する ・適用しない ⊙交通整理員(6)人
③塗装改修工事	1 材料	屋内の壁及び天井仕上げ材は、防火材料とする
	②下地調整	[7.2.2～7][表7.2.1～7] 下地面の種類 / 下地調整の種別 / ひび割れ部の補修 / 備考 ⊙木部 / ⊙RA種 ※RB種 ・RC種 / パテ埋め / カビ・鉄サビ 取り ・鉄鋼面 / ・RA種 ※RB種 ・RC種 / / / ・亜鉛めっき面 / ・RA種 ※RB種 ・RC種 / / / ・モルタル ・プラスター / ・RA種 ※RB種 ・RC種 / ※行う ・行わない / / ・コンクリート面 ・ALCパネル面 / ・RA種 ※RB種 ・RC種 / ※行う ・行わない / 2-UE、2-ASE、2-FUEは除く ・コンクリート面 ・押出成形セメント板面 / ・RA種 ・RB種 ・RC種 / ※行う ・行わない / / ・せっこうボード面 ・その他ボード面 / ・RA種 ※RB種 ・RC種 / ※行う ・行わない / / ・既存塗膜の除去範囲 ※塗替え面積の30%・図示　[7.2.1]
	3 錆止め塗料塗り	鉄鋼面　[7.3.2～3][表7.3.1][表7.3.3] 錆止め塗料の種別 ・A種 ・B種 ・C種 錆止め塗料塗りの種別 ・A種 ・B種 ※C種 亜鉛めっき鋼面　[7.3.2～3][表7.3.2][表7.3.4] 錆止め塗料の種別 ・A種 ・B種 ・C種 錆止め塗料塗りの種別 ・A種 ・B種 ※C種
	4 合成樹脂調合ペイント塗り	合成樹脂調合ペイントの種類 ※1種 ・2種　[7.4.2] ・木部の塗りの種別 ・A種 ・B種 ・C種　[7.4.3][表7.4.1] ・鉄鋼面の塗りの種別 ・A種 ※B種 ・C種　[7.4.4][表7.4.2] ・亜鉛めっき鋼面の塗りの種別 ・A種 ・B種 ・C種　[7.4.5][表7.4.3]
	5 クリヤラッカー塗り	種別 ・A種 ※B種　[7.5.2][表7.5.1]
	6 フタル酸樹エナメル塗り	・木部の塗りの種別 ・A種 ※B種 ・C種　[7.6.2][表7.6.1] ・鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面の塗りの種別 ・A種 ※B種 ・C種　[7.6.3][表7.6.2]
	7 アクリル樹脂系非水分散形塗料	種別 ・A種 ※B種　[7.7.2][表7.7.1]
	8 アクリル樹脂エナメル塗り	種別 ・A種 ※B種 ・C種　[7.8.3][表7.8.1]
	9 2液形ポリウレタエナメル塗り	・鉄鋼面の塗りの種別 ・A種 ※B種 ・C種　[7.9.2][表7.9.1] ・亜鉛めっき鋼面の塗りの種別 ・A種 ・B種 ・C種　[7.9.3][表7.9.2] ・コンクリート面及び押出成形セメント板面の塗りの種別 ・A種 ・B種　[7.9.4][表7.9.3]
	10 アクリルシリコン樹脂エナメル塗り	・鉄鋼面の塗りの種別 ・A種 ※B種 ・C種　[7.10.2][表7.10.1] ・亜鉛めっき鋼面の塗りの種別 ・A種 ※B種 ・C種　[7.10.3][表7.10.2] ・コンクリート面及び押出成形セメント板面の塗りの種別 ・A種 ※B種　[7.10.4][表7.10.3]
	11 常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗り	・鉄鋼面の塗りの種別 ・A種 ・B種 ・C種　[7.11.2][表7.11.1] ・亜鉛めっき鋼面の塗りの種別 ・A種 ・B種 ・C種　[7.11.3][表7.11.2] ・コンクリート面及び押出成形セメント板面の塗りの種別 ・A種 ・B種　[7.11.4][表7.11.3]
	12 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り	・木部の塗りの種別 ・A種 ・B種 ・C種　[7.12.3][表7.12.2] ・鉄鋼面の塗りの種別 ・A種 ※B種 ・C種　[7.12.4][表7.12.3] ・亜鉛めっき鋼面の塗りの種別 ・A種 ※B種 ・C種　[7.12.5][表7.12.4] ・コンクリート面、モルタル面、プラスター面　[7.12.2][表7.12.1] せっこうボード面その他ボード面等の塗りの種別 ・A種 ※B種 ・C種 塗替えの場合のしみ止め ※改修標仕 7.12.2(b)による。
	13 合成樹脂エマルションペイント塗り	種別 ・A種 ※B種 ・C種　[7.13.2][表7.13.1] 塗替えの場合のしみ止め ※改修標仕 7.13.2(b)による。　[7.13.2]
	14 合成樹脂エマルション模様塗料塗り	・コンクリート面、モルタル面、プラスター面　[7.14.2][表7.14.1] せっこうボード面等の塗りの種別 ・A種 ※B種 ・C種
	15 ウレタン樹ワニス塗り	種別 ・A種 ※B種　[7.15.2][表7.15.1]
	16 オイルステイン塗り	[7.16.2][表7.16.1]
	17 マスチック塗材塗り	種別 ・A種 ・B種 ・C種　[7.17.2][表7.17.1] 凸面処理仕上げ ※行わない ・行う 仕上材塗り ・アクリル樹脂エナメルペイント ・つや有合成樹脂エマルションペイント
	⑱木材着色 保護塗材塗り	※自然系 ⊙佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事仕様書(A04)

共通事項	工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図番号 A / 03
	図面名	改修特記仕様書(建築)その1	設計 R7年 9月 日	一級建築士登録 第	

建　築　概　要

建物名称	佐賀城本丸歴史館	敷地面積	３０，７１０．０１㎡	建ぺい率	８．１９％
建設地	佐賀県佐賀市城内２丁目（佐賀県指定史跡内）	建築面積	２，５１４．０６㎡（消火設備室１４．５５㎡ 含む）	容積率	８．０３％
用途地域	第１種住居地域	延べ床面積	２，４６６．３８㎡（消火設備室１４．５５㎡ 含む）	前面道路の幅員	西側:市道　１５．００m、北側:市道　７．００m
特別用途地域	文教地域	指定建ぺい率	６０％	設計GL	現状GLより＋０．３２m
防火指定	準防火地域	指定容積率	２００％	１階床高	GL＋１．１７m
主要用途	歴史博物館（御座間／佐賀市指定有形文化財（建造物）	最大許容建築面積	１８，４２６．０１㎡	軒　高	GL＋８．１４m（御仕組所）
構造概要	木造　１階建（一部２階建）	最大許容延べ床面積	６１，４２０．０２㎡	最高高さ	GL＋１２．２６m（外御書院）

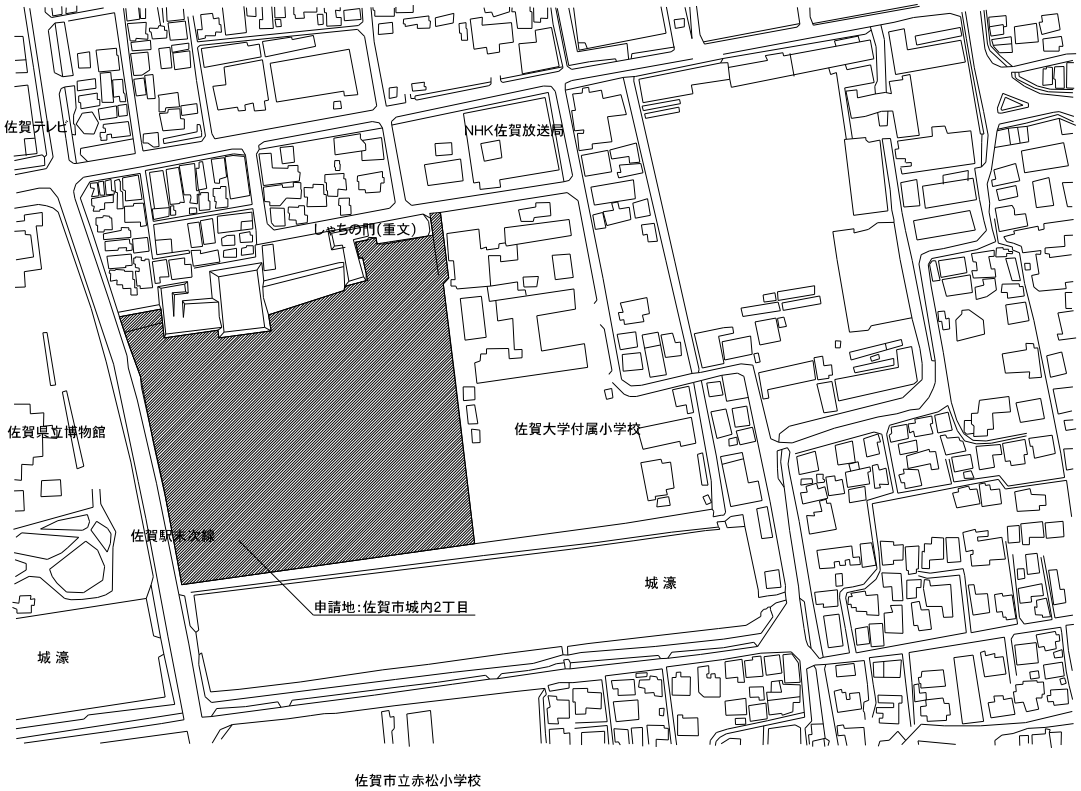

N

付近見取図

0　100　200m

佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事仕様書

１．工事名
　佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事

２．目的
　外装材となっている木部の腐食や劣化の進行を抑えるため（木材の保護）

３．塗装範囲
　雨戸・板戸・戸袋、腰壁、縁側、柱・梁（チリ部分も含む）　等

　※軒天井、化粧垂木部分については、難燃防火処理施工とする。
　「一般社団法人全国住宅火災防止協会」メンテナンス仕様　※同等以上

４．塗装仕様
　既存木部下地調整（RA種程度）・表面処理の上、木材保護塗料　下塗り１回＋上塗り２回とする。
　（キシラデコールフォレステージ「日本エンバイロケミカルズ株式会社製」）※同等品以上
　※木材保護塗料には＋カビ菌対応薬品添加とする。

５．作業工程
　《外装木部》
　・下地調整（RA種程度）汚れ、木部表面劣化部分の除去
　　↓
　・表面処理　☆カビ部分　－　漂白剤(次亜塩素酸ﾅﾄﾘｳﾑ水溶液)によるカビ除去
　　☆鉄錆部分　－　5%シュウ酸水溶液にて鉄汚染部除去
　　↓
　・水 洗 い（水拭き）
　　↓
　・乾　　燥
　　↓
　・露出木部素地面の研磨
　　↓
　・下 塗 り　木材保護塗料　塗布　－　１回塗り　　→　乾燥
　　↓
　・上 塗 り　木材保護塗料　塗布　－　２回塗り　　→　乾燥
　　※木材保護塗料＋カビ菌対応薬品添加

　《軒天・化粧垂木部分》
　・下地処理（RB種）汚れ、木部表面劣化部分の除去
　　↓
　・防炎薬剤塗布　（防炎薬剤ノンネン700　強制浸透剤添加工法　原液換算50ｇ／㎡　塗布）※同等品以上
　　↓
　・流失防止剤塗布　（流失防止剤ZESTOP F100 ドット塗装工法　原液換算20ｇ／㎡　塗布）※同等品以上

６．工事期間
　足場設置・解体も含め、令和07年度工事は契約日から令和08年　月　日(　)までとする。
　※工事期間中の臨時休館日の設定はしていない。

７．その他
　・足場は簡易クサビ式先行手摺足場とする。１段目はメッシュシート張りとして第三者の立入ができないようにする。さらに、足場倒壊防止斜材には第三者災害防止の養生を施す。
　・屋根面に足場を施工する場合は、瓦を破損しないよう適切に養生を行うこと。
　・工事中は来館者及び佐賀城公園利用者の安全を充分確保し、特に来館者の通路になる部分には注意を払う。
　　足場設置周辺にはカラーコーン等で部外者の立入を禁止し、安全に工事を行う。
　・工事期間中も開館しているので、作業中及び作業区域は来館者の見学を妨げないよう、十分な安全措置をとること。
　・塗料の安全データシートを提出する。
　・施工に際しては、時期・範囲(工区割り)・方法を館と打合せしながら作業を進める。
　・足場出入口部には、注意喚起表示・落下物防止養生・足場鉄部スポンジ張り等の安全対策を行う。

８．工事箇所

　【令和07年度】

　①外御書院　－　北面、西面、南面（西側）②御仕組所・屯之間　－　西面、南面、一部東面　③御小書院　④渡り廊下

設計変更年月日		
1回	年	月　日
2回	年	月　日
3回	年	月　日

工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図番号 A/04
図面名	建築概要・付近見取図・改修工事仕様書	設計 R7年 9月 日	一級建築士登録 第	

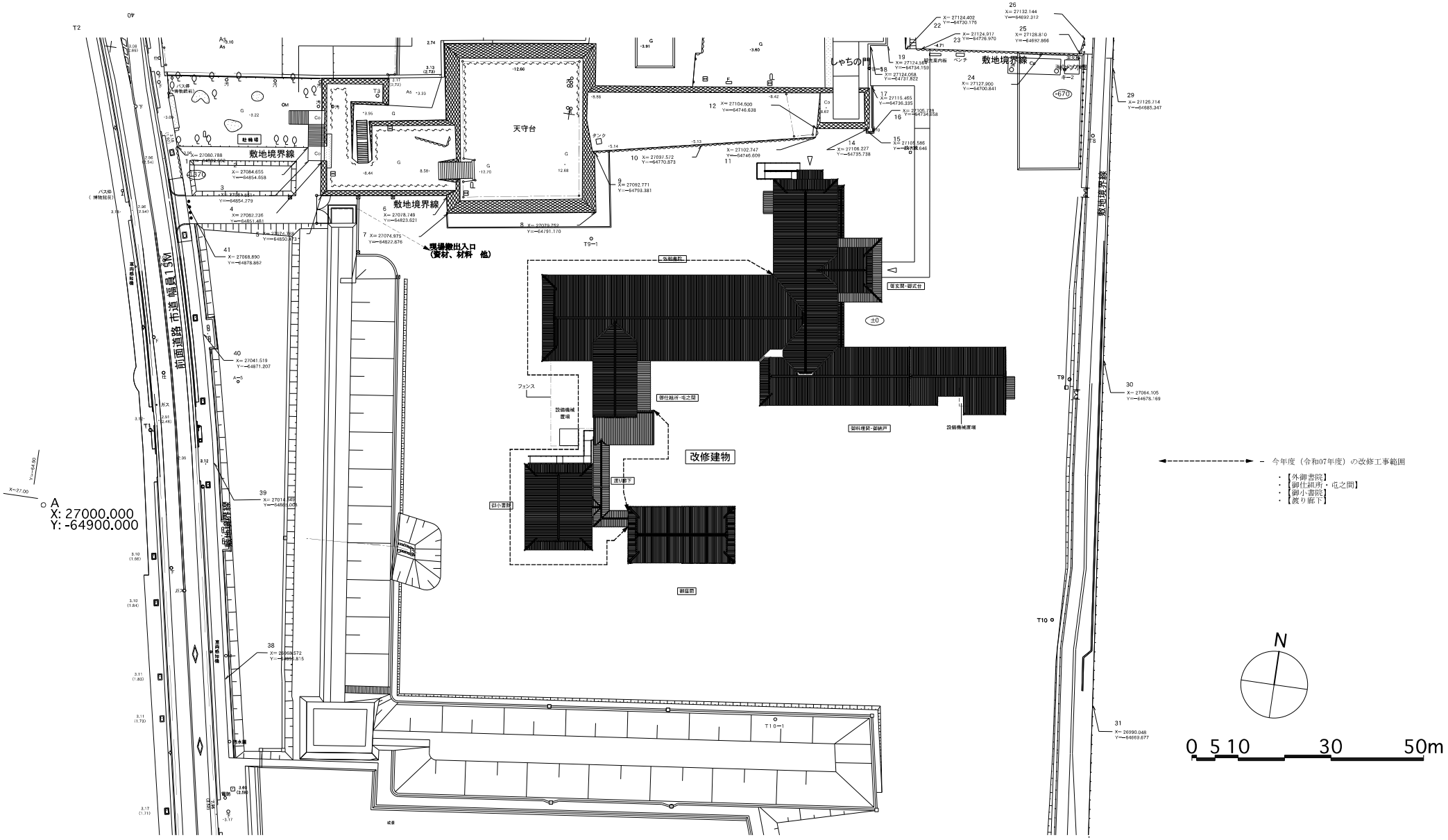

	設計変更年月日		工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺 S=1/400	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
	1回　年　月　日					
	2回　年　月　日		図面名	配　置　図	設計 R7年 9月 日	一級建築士登録 第
	3回　年　月　日					

図番号 A/05

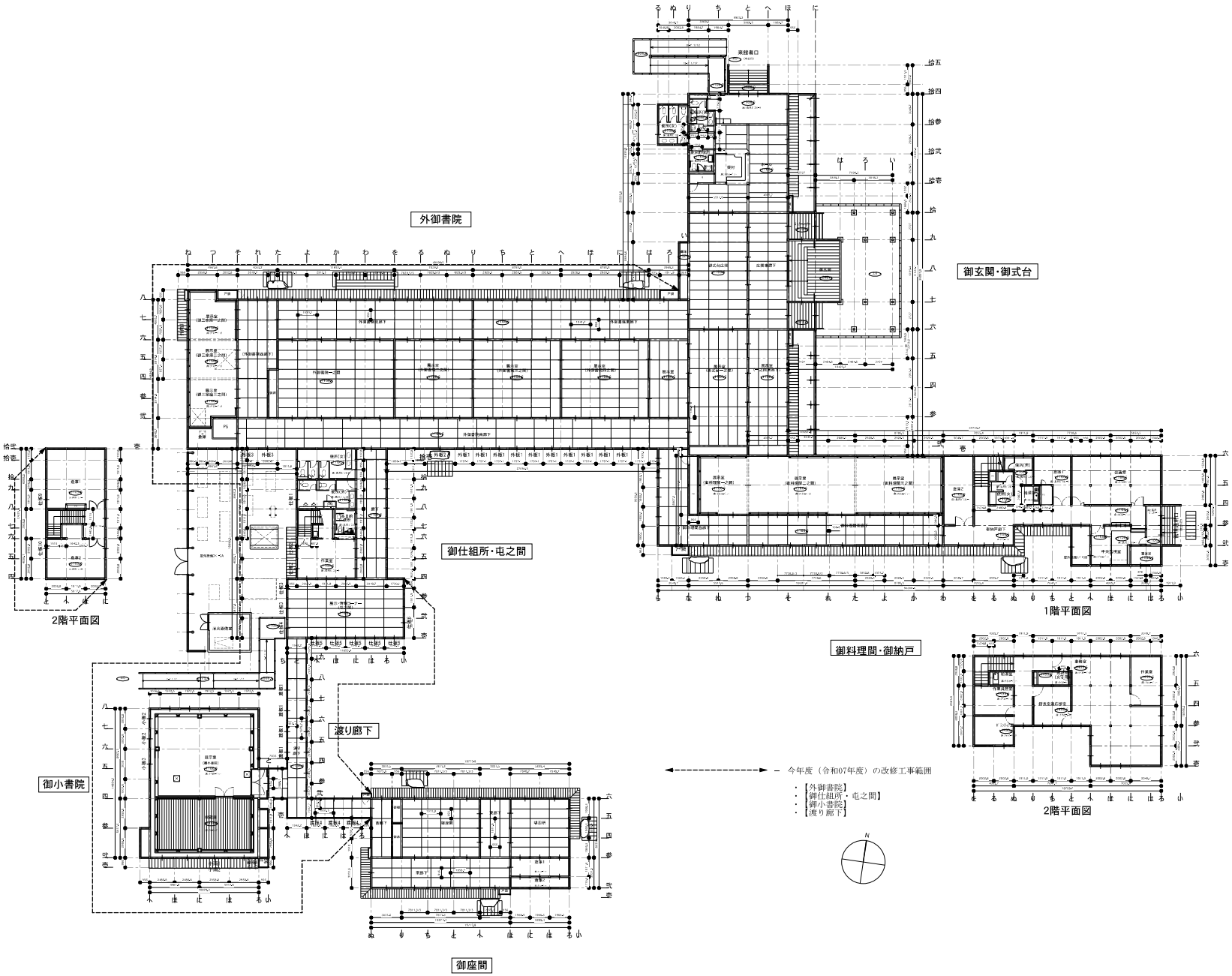

設計変更年月日					
1回 年 月 日	工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺	S=1/200	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
2回 年 月 日	図面名	全体平面図	設計	R7年 9月 日	一級建築士登録 第
3回 年 月 日					

図番号 A/06

北立面図

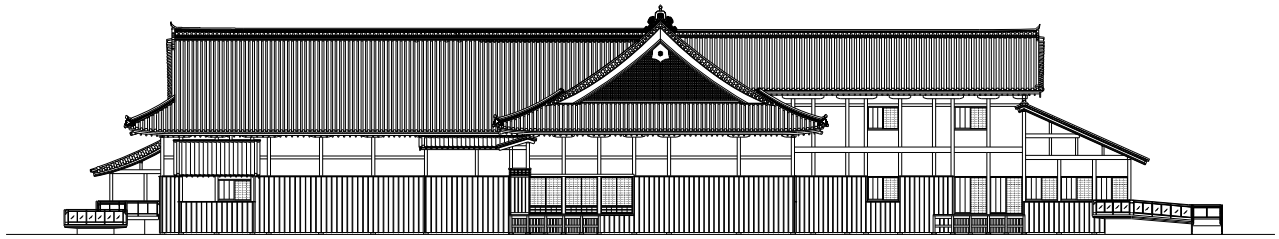

西立面図

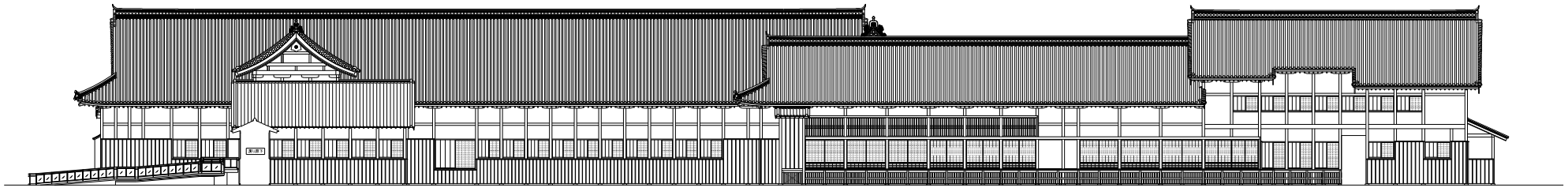

南立面図

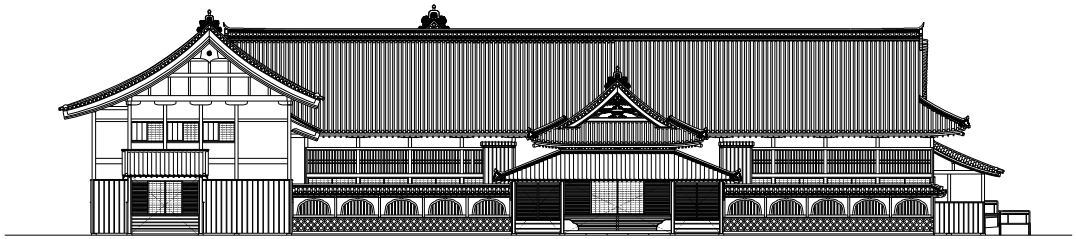

東立面図

	設計変更年月日	工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺 S=1/150	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図番号 A/07
	1回 年 月 日					
	2回 年 月 日	図面名	全体立面図（御小書院、御座間を除く）	設計 R7年 9月 日	一級建築士登録 第	
	3回 年 月 日					

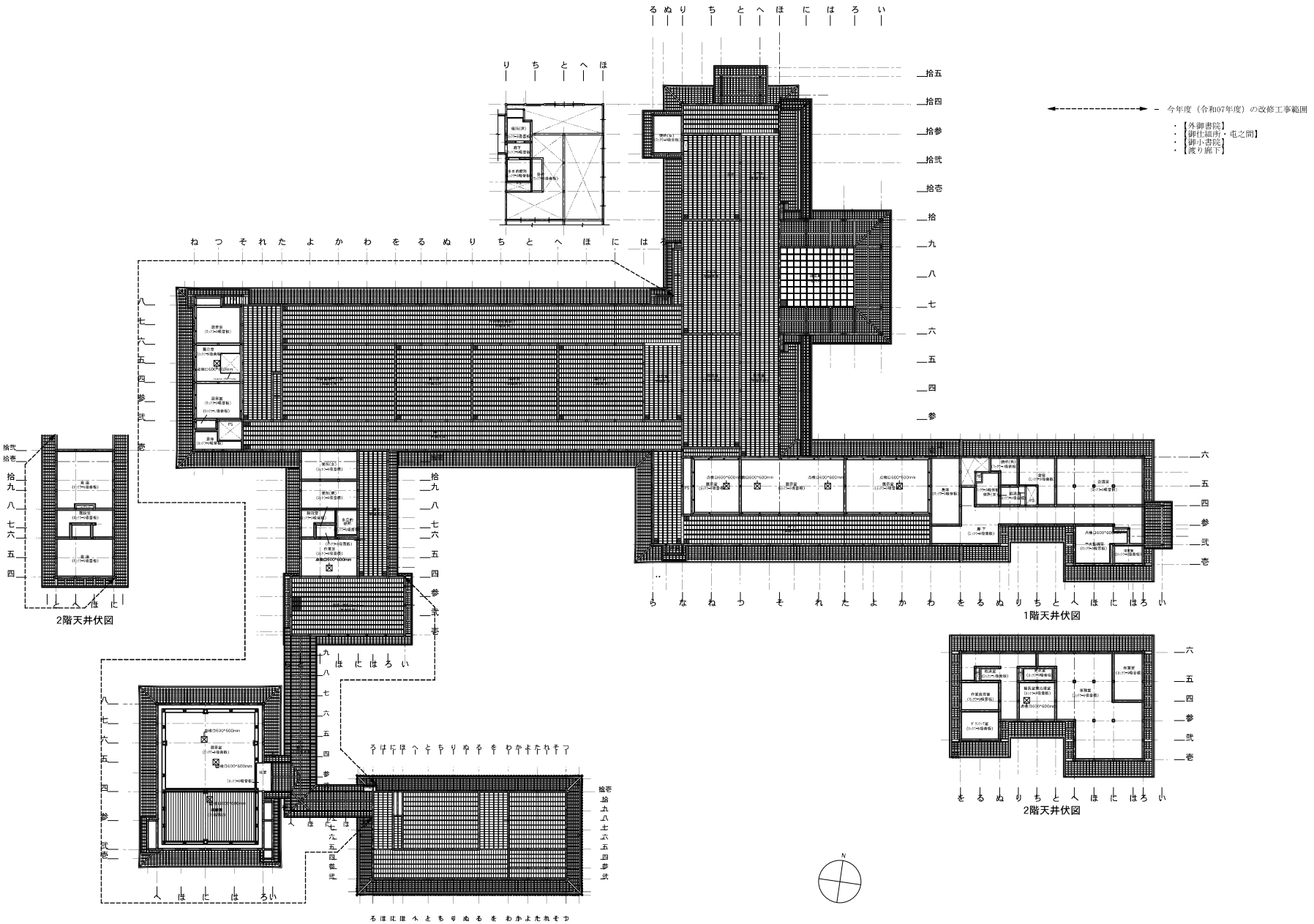

設計変更年月日		
1回	年	月 日
2回	年	月 日
3回	年	月 日

工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺	S=1/200	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
図面名	全体天井伏図	設計	R7年 9月 日	一級建築士登録 第

図番号 A/08

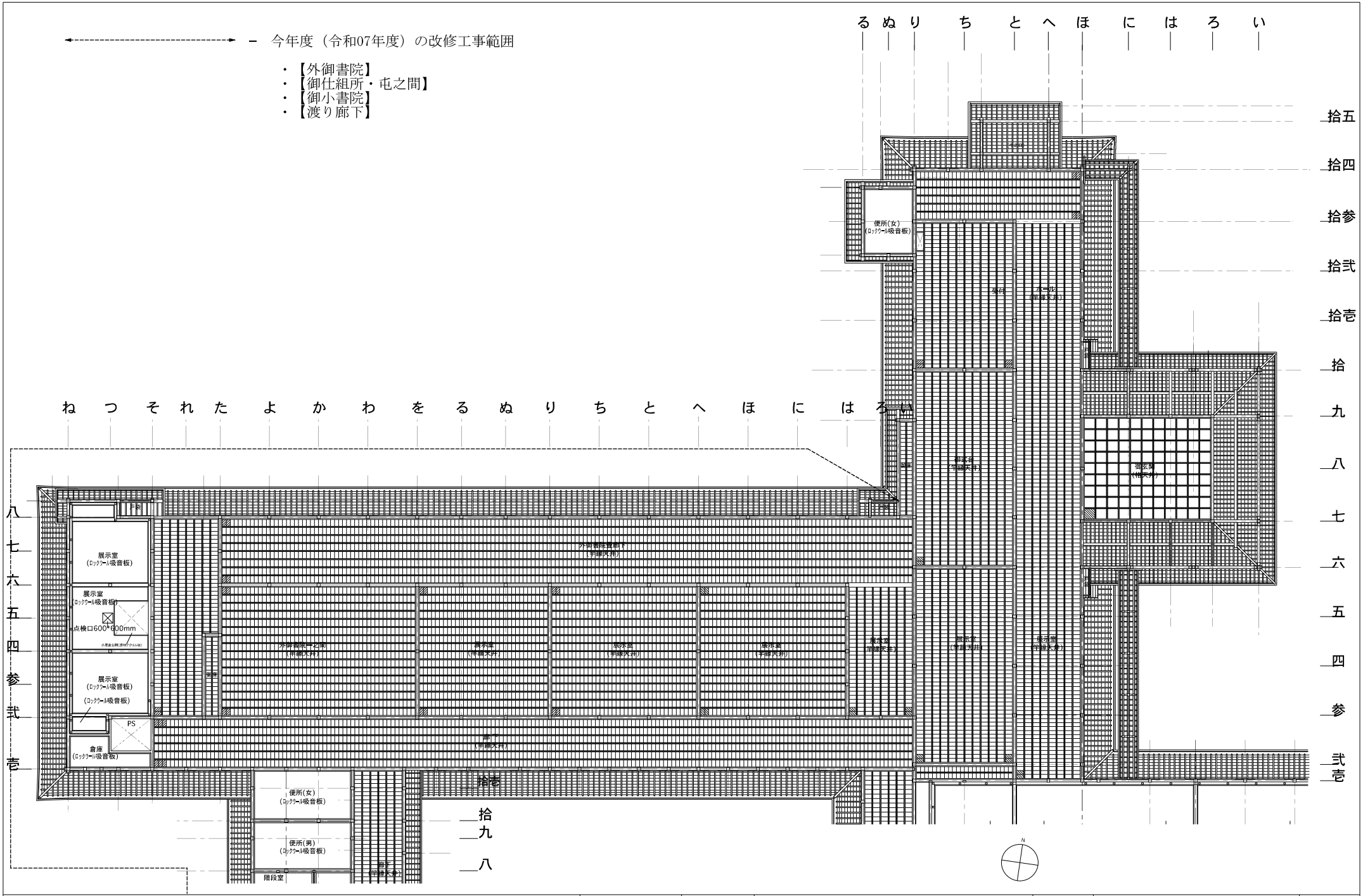

設計変更年月日		
1回	年	月 日
2回	年	月 日
3回	年	月 日

工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺 S=1/100	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図番号 A/09
図面名	天井伏図①（御玄関・御式台・外御書院）	設計 R7年 9月 日	一級建築士登録 第	

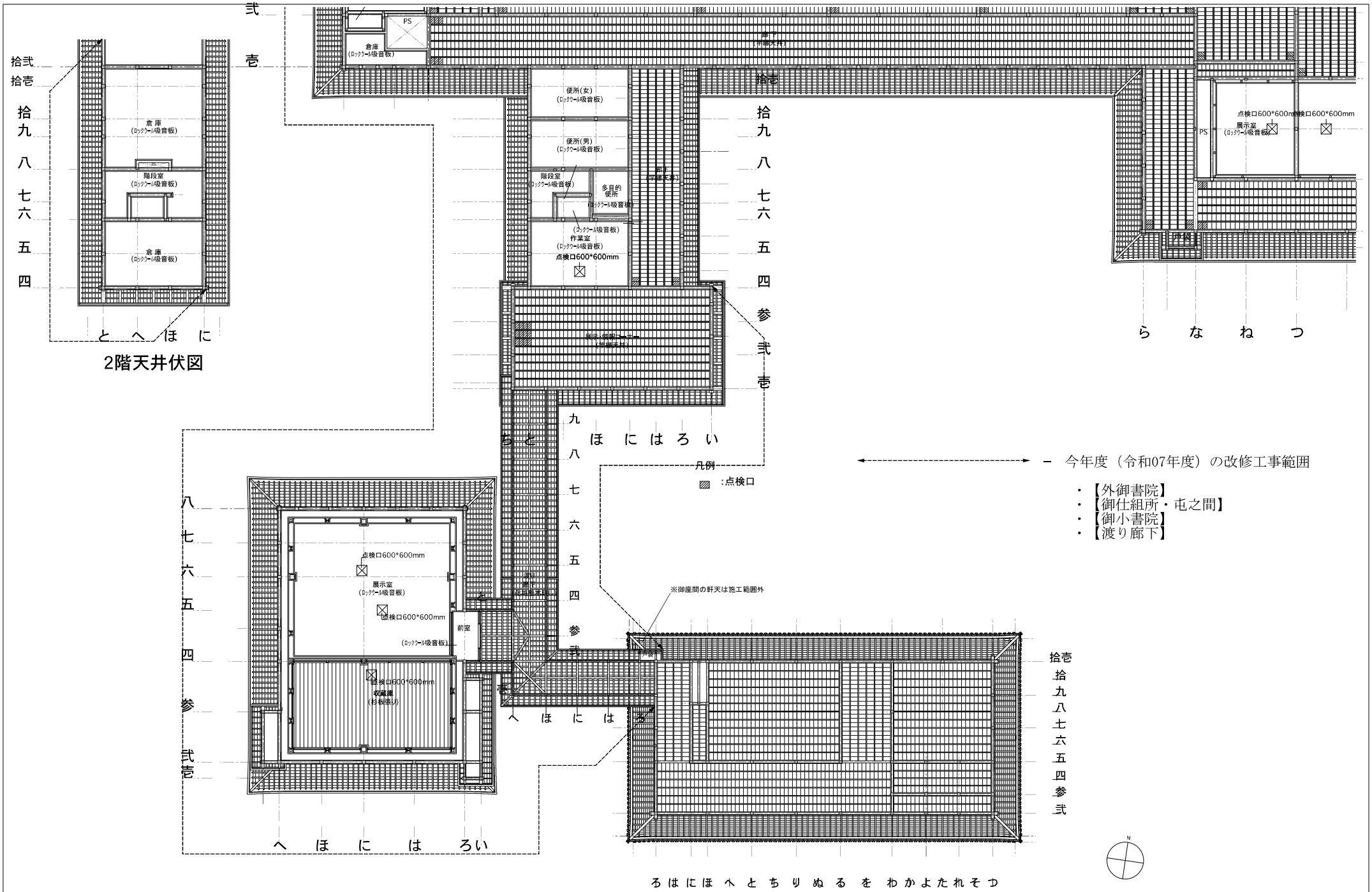

設計変更年月日						
1回	年	月	日	工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺 S=1/100
2回	年	月	日	図面名	天井伏図② （御仕組所・屯の間、御小書院、渡り廊下）	設計 R7年 9月 日
3回	年	月	日			

佐賀県立佐賀城本丸歴史館

一級建築士登録 第

図番号 A/10

- 今年度（令和07年度）の改修工事範囲

・【外御書院】
・【御仕組所・屯之間】
・【御小書院】
・【渡り廊下】

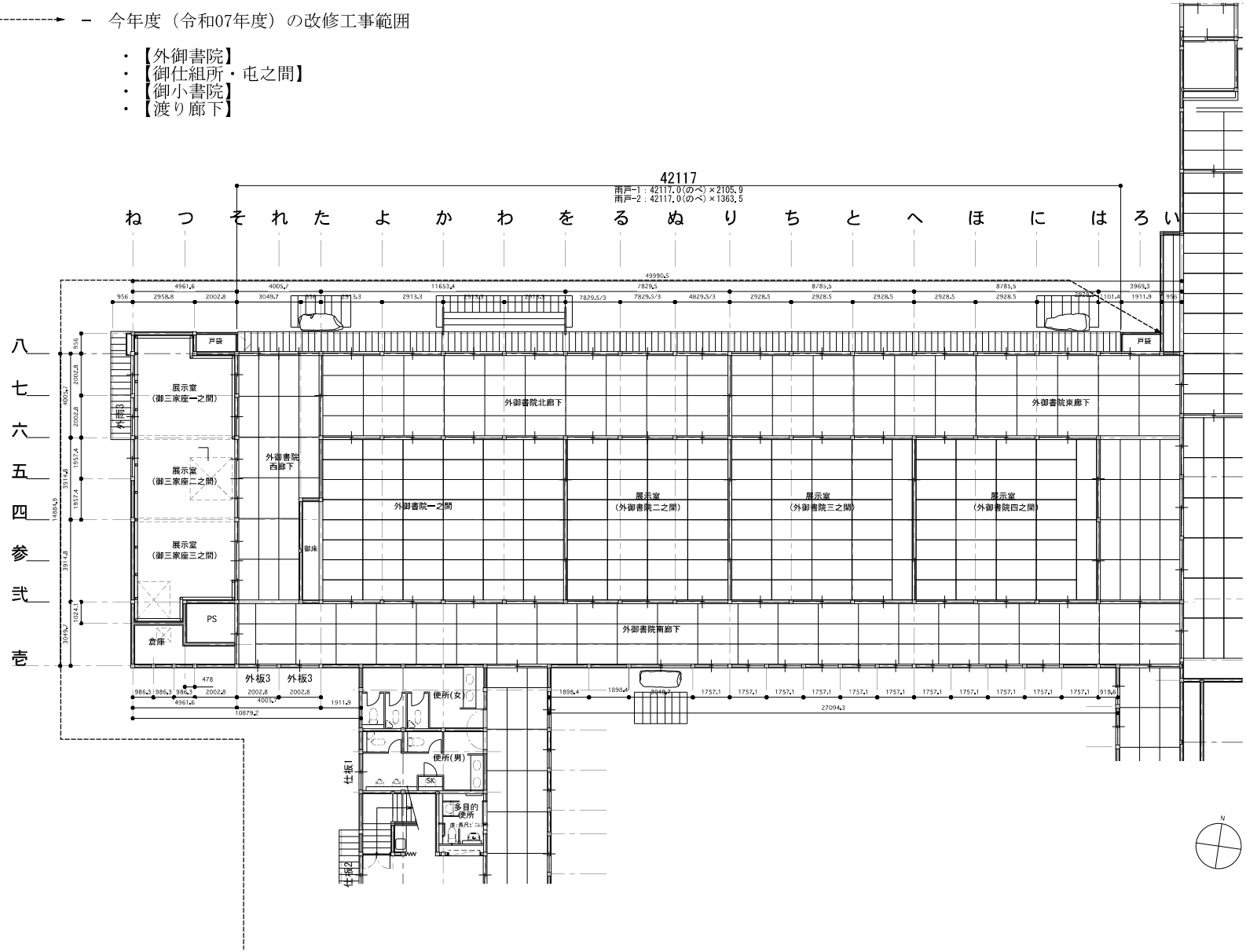

設計変更年月日		
1回	年	月 日
2回	年	月 日
3回	年	月 日

工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺 S=1/100	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
図面名	外御書院 － 平 面 図	設計 R7年 9月 日	一級建築士登録 第

図番号 A / 11

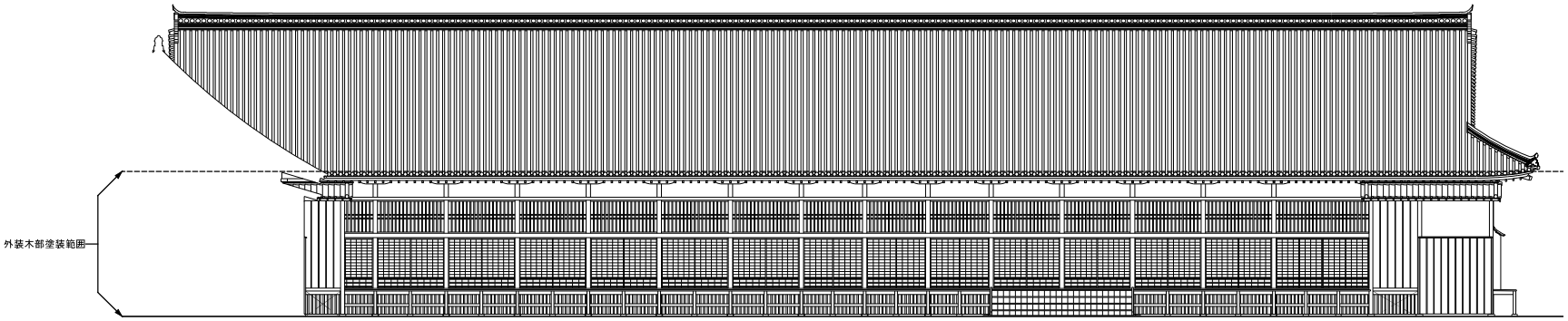

北立面図

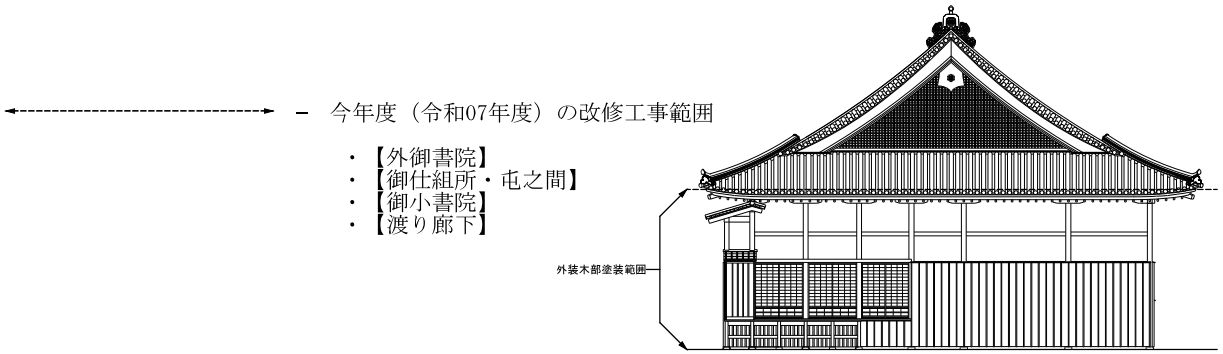

西立面図

－ 今年度（令和07年度）の改修工事範囲

・【外御書院】
・【御仕組所・屯之間】
・【御小書院】
・【渡り廊下】

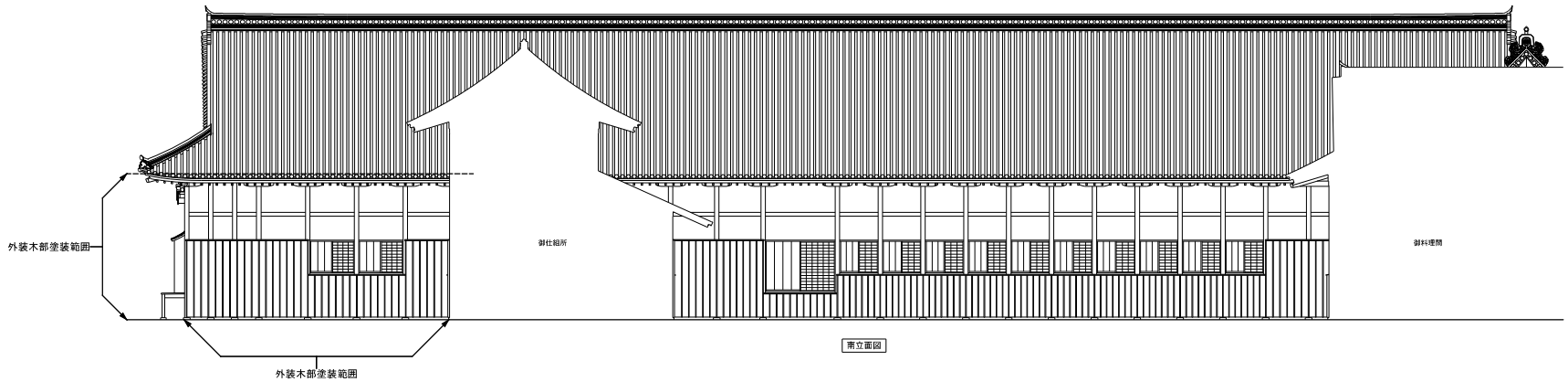

南立面図

設計変更年月日						
1回 年 月 日	工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺	S=1/100	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図番号 A/12
2回 年 月 日	図面名	外御書院 － 立 面 図	設計	R7年 9月 日	一級建築士登録 第	
3回 年 月 日						

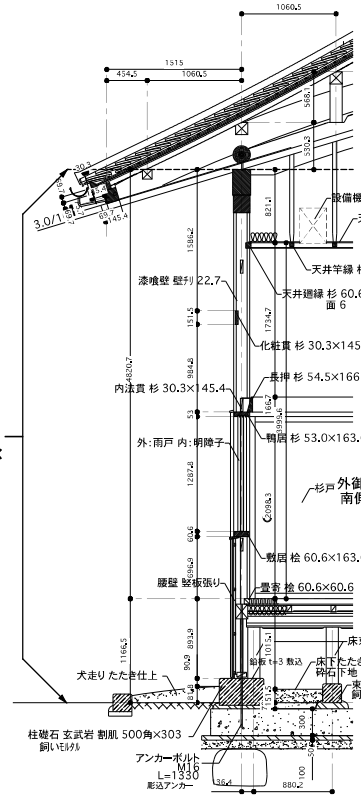

南廊下部分断面詳細図
(西側)

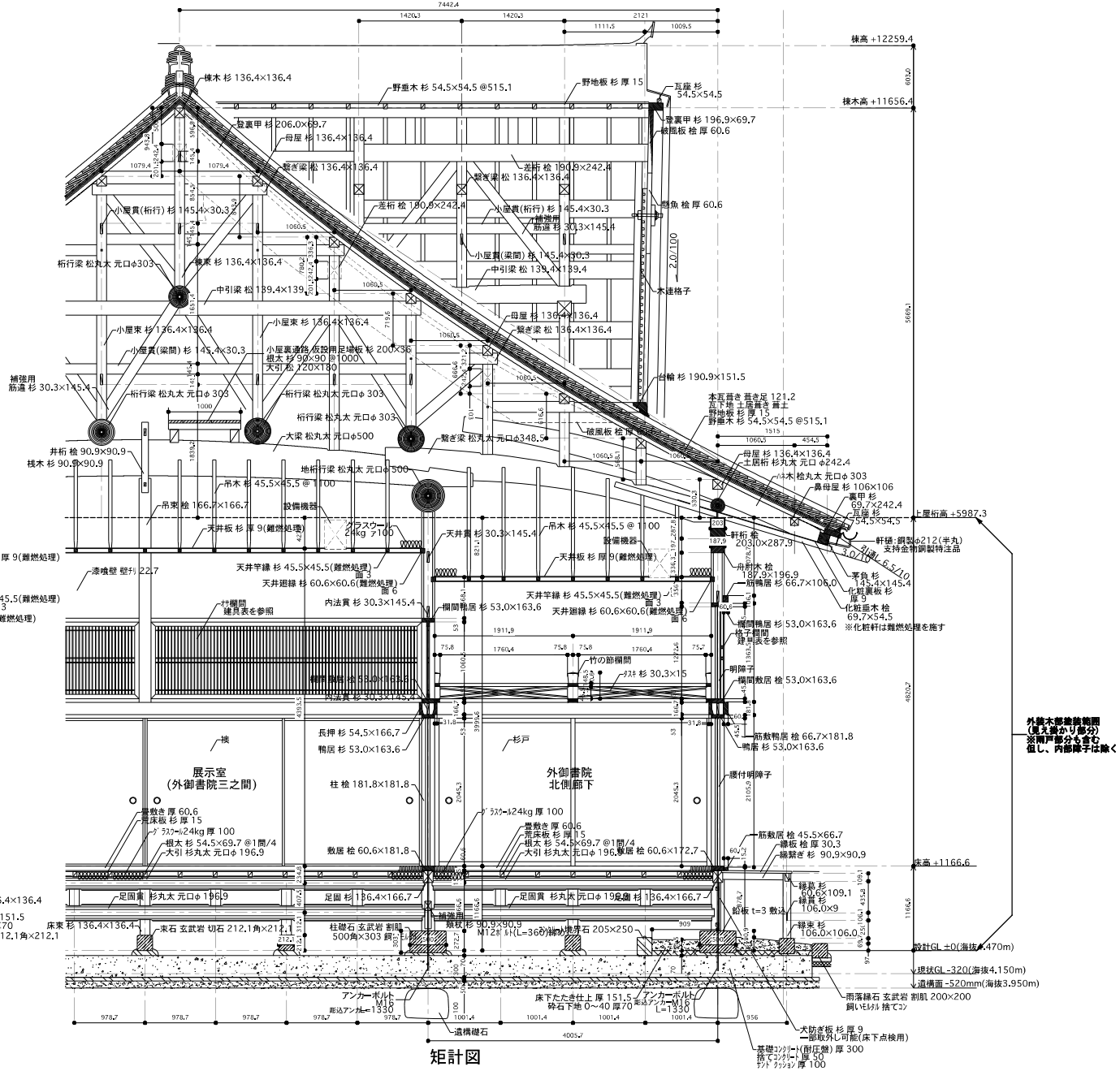

矩計図

設計変更年月日			
1回	年	月	日
2回	年	月	日
3回	年	月	日

工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺	S=1/100	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図番号 A/13
図面名	外御書院 − 矩計図・詳細図	設計	R7年 9月 日	一級建築士登録 第	

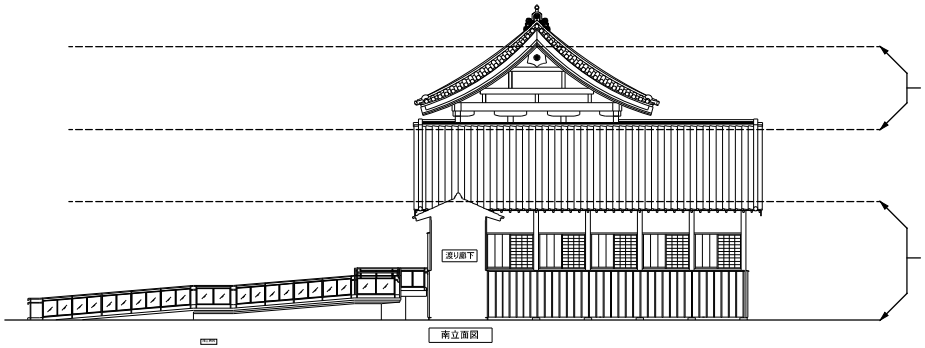

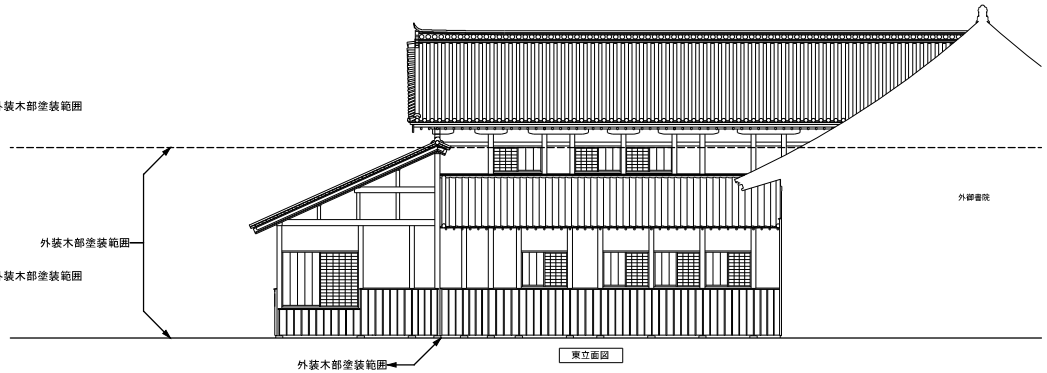

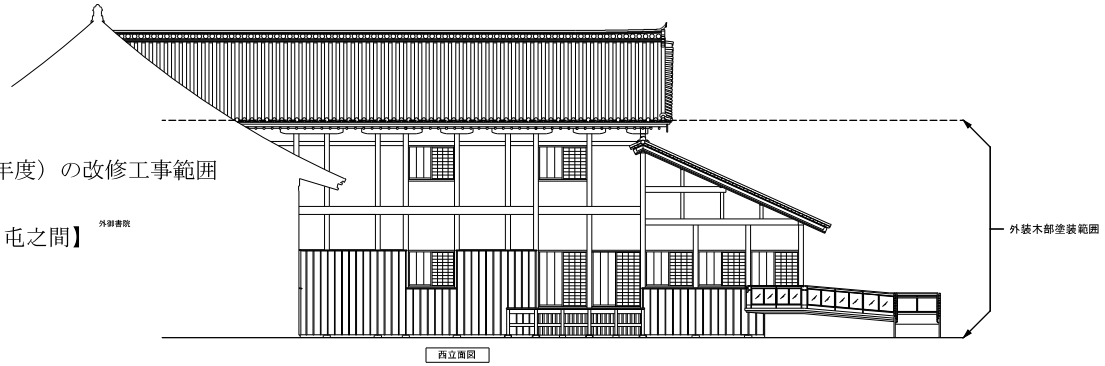

－ 今年度（令和07年度）の改修工事範囲

- 【外御書院】
- 【御仕組所・屯之間】
- 【御小書院】
- 【渡り廊下】

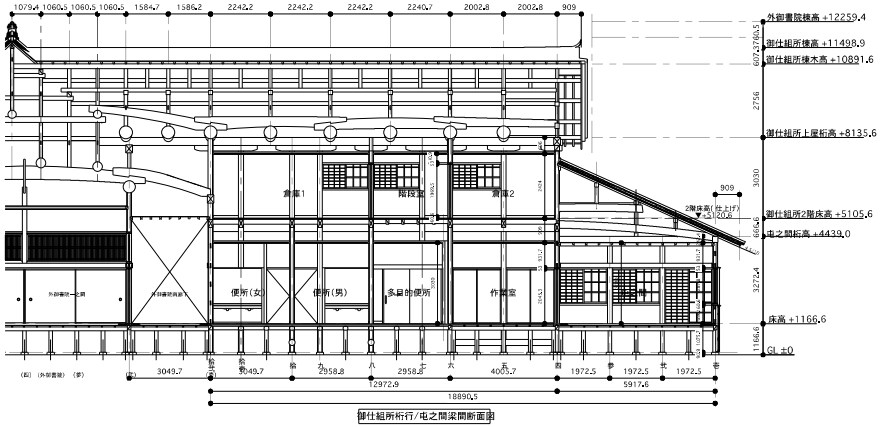

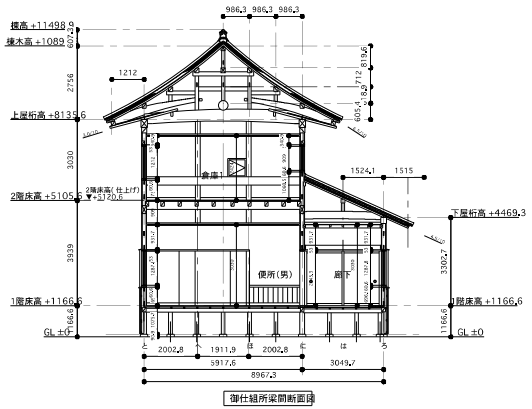

設計変更年月日						
1回 年 月 日	工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺	S=1/100	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図番号 A/14
2回 年 月 日	図面名	御仕組所・屯之間 － 立面図・断面図	設計	R7年 9月 日	一級建築士登録 第	
3回 年 月 日						

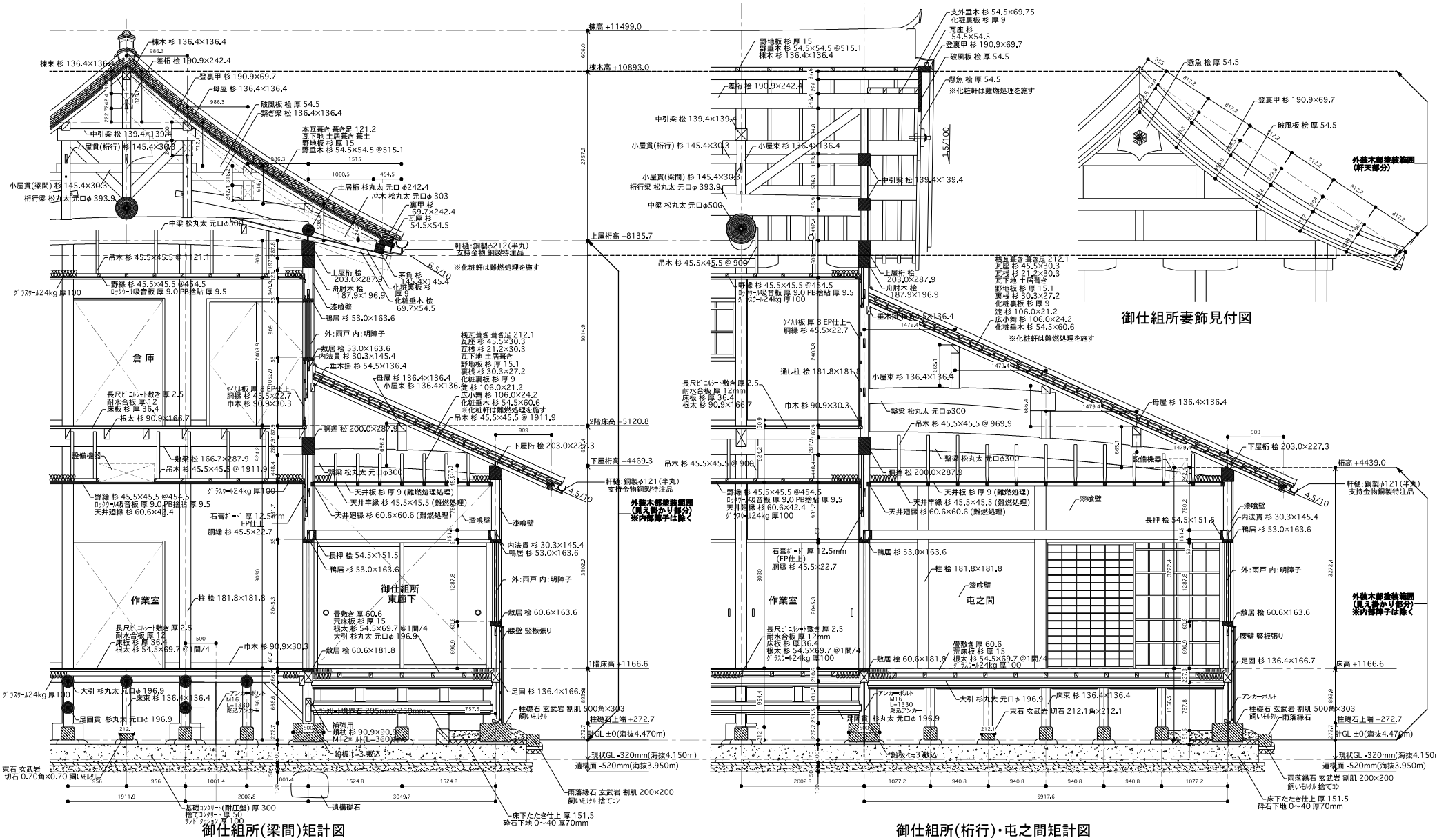

設計変更年月日							
	1回 年 月 日	工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺	S=1/30	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図番号 A/15
	2回 年 月 日	図面名	御仕組所・屯之間 － 矩計図・詳細図	設計	R7年 9月 日	一級建築士登録 第	
	3回 年 月 日						

← - → ― 今年度（令和07年度）の改修工事範囲

・【外御書院】
・【御仕組所・屯之間】
・【御小書院】
・【渡り廊下】

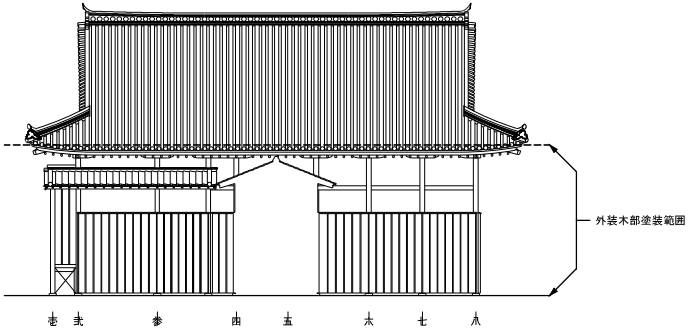

東立面図

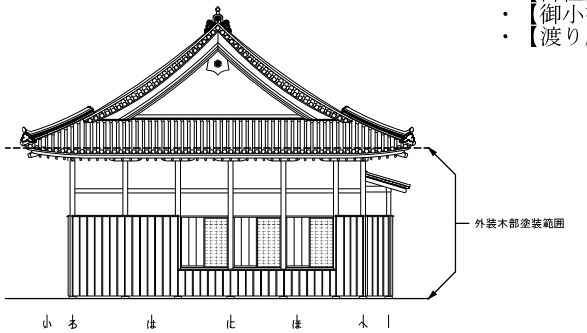

北立面図

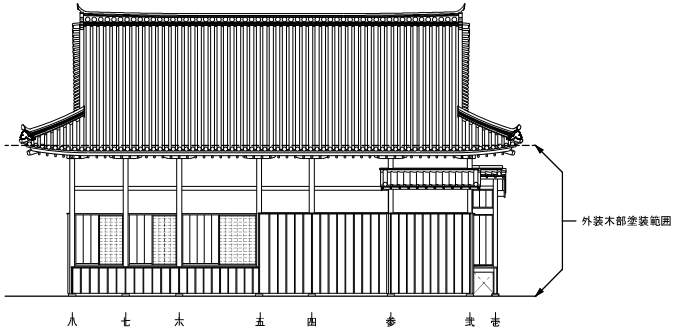

西立面図

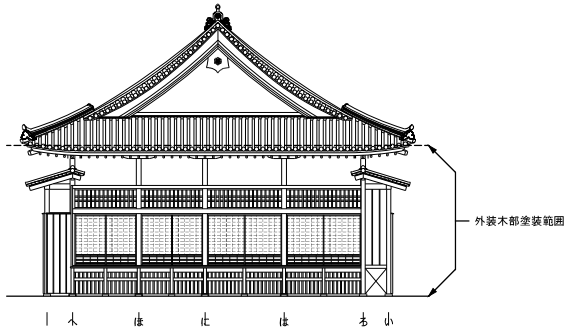

南立面図

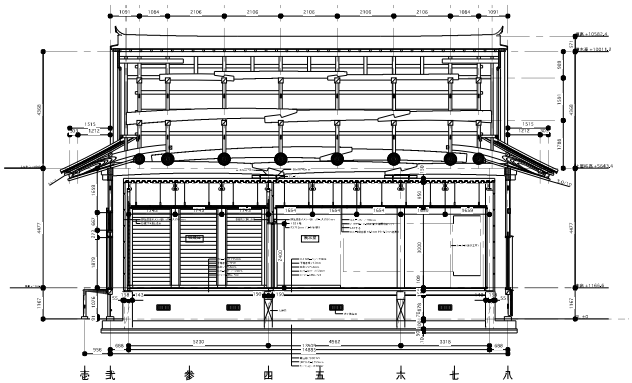

桁行断面図

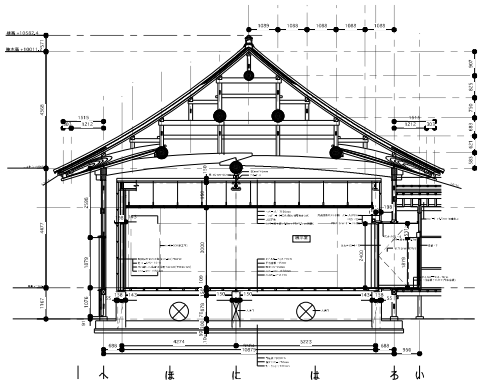

梁間断面図

設計変更年月日						
1回 年 月 日	工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺	S=1/100	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図番号 A/16
2回 年 月 日	図面名	御小書院 ― 立面図・断面図	設計	R7年 9月 日	一級建築士登録 第	
3回 年 月 日						

← - 今年度（令和07年度）の改修工事範囲

・【外御書院】
・【御仕組所・屯之間】
・【御小書院】
・【渡り廊下】

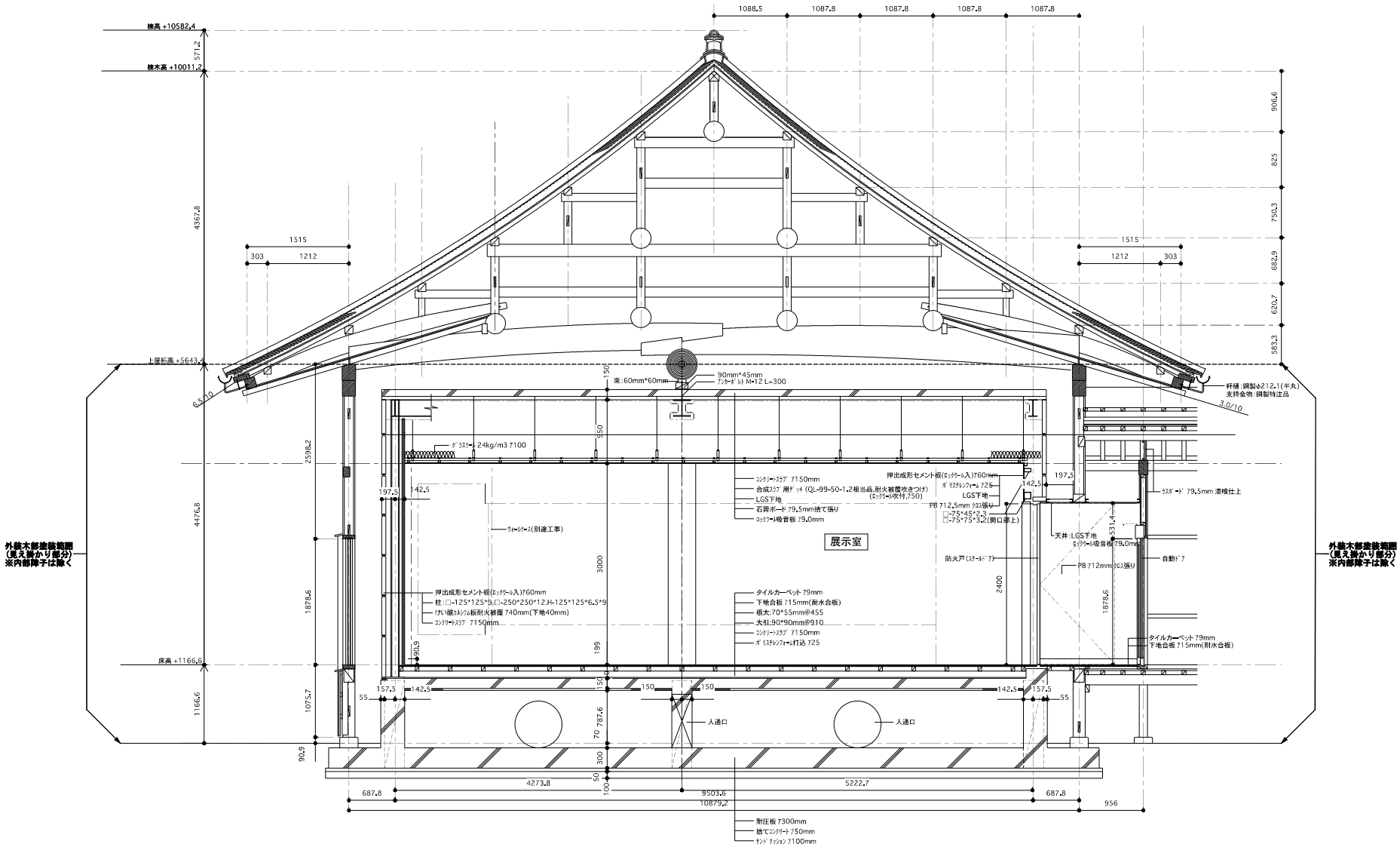

御小書院 － 矩計詳細図①

設計変更年月日						
1回 年 月 日	工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺	S=1/30	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図番号 A
2回 年 月 日	図面名	御小書院 － 矩計詳細図①	設計	R7年 9月 日	一級建築士登録 第	17
3回 年 月 日						

← - 今年度（令和07年度）の改修工事範囲

- 【外御書院】
- 【御仕組所・屯之間】
- 【御小書院】
- 【渡り廊下】

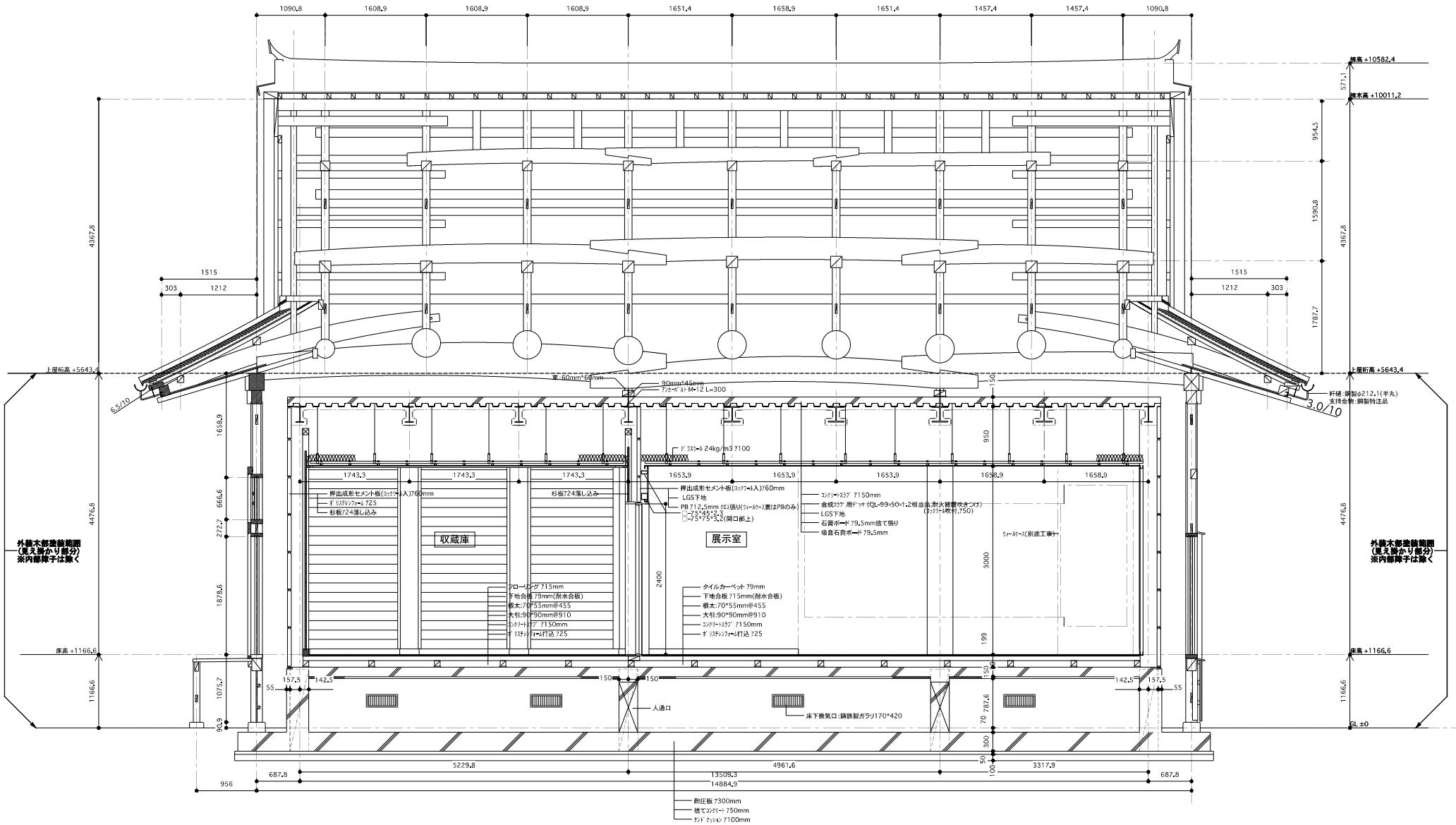

御小書院 - 矩計詳細図②

設計変更年月日 1回 年 月 日 2回 年 月 日 3回 年 月 日	工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺	S=1/30	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
	図面名	御小書院 - 矩計詳細図②	設計	R7年 9月 日	一級建築士登録 第

図番号 A / 18

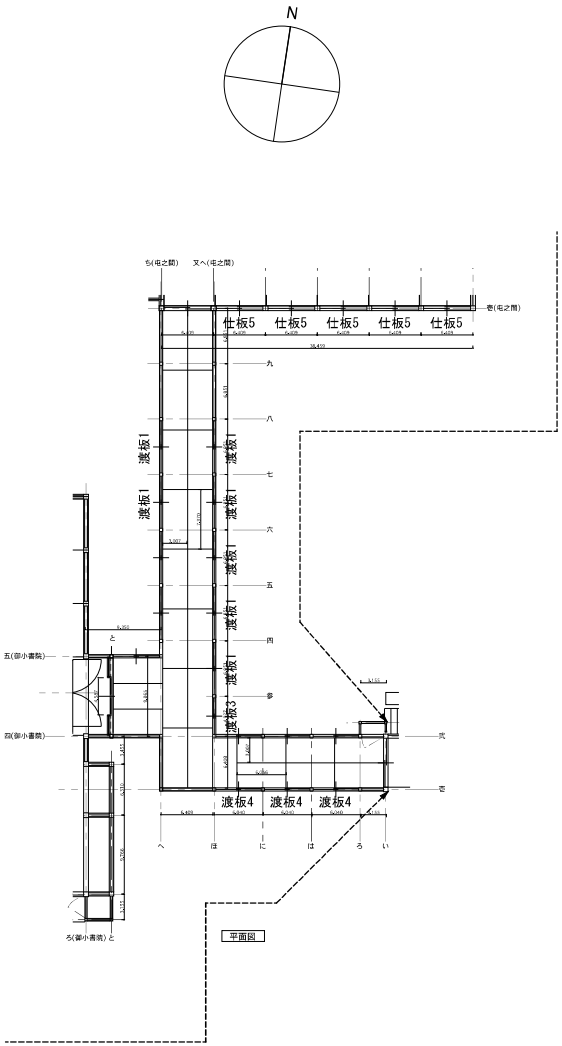

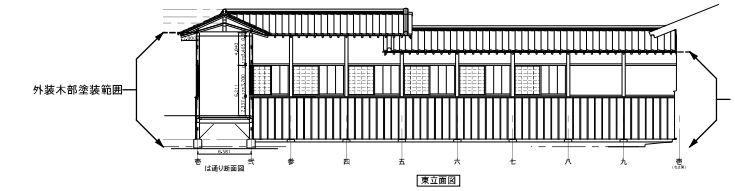

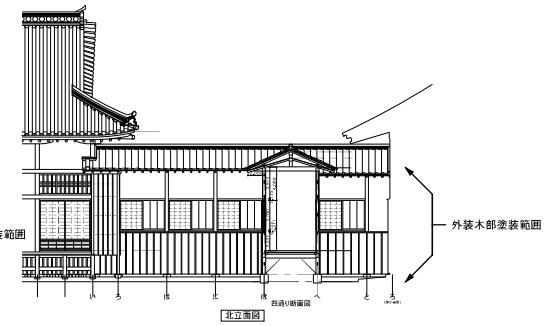

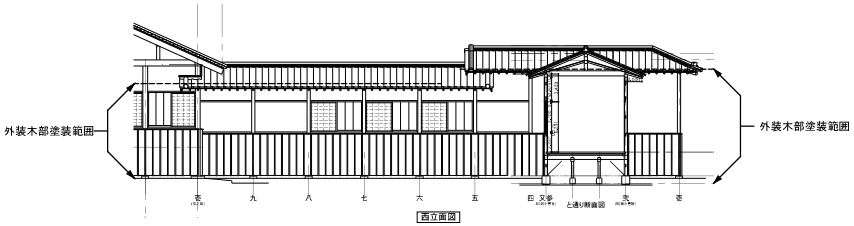

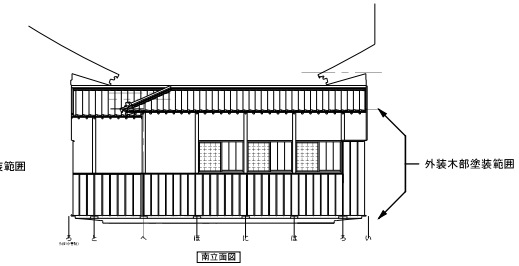

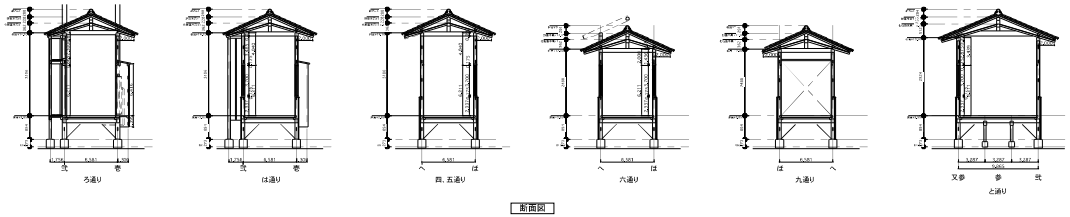

- 今年度（令和07年度）の改修工事範囲

・【外御書院】
・【御仕組所・屯之間】
・【御小書院】
・【渡り廊下】

	設計変更年月日		工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺 S=1/100	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図番号 A/19
	1回 年 月 日						
	2回 年 月 日		図面名	渡り廊下 － 平面図・立面図・断面図	設計 R7年 9月 日	一級建築士登録 第	
	3回 年 月 日						